令和4年9月15日 小平市総務部契約検査課

工事請負契約における全体スライド条項の取扱いについて

「小平市工事請負契約書第23条第1項から第4項までの運用についての取扱」を定めました。概要については下記のとおりです。

記

1 適用対象工事

契約書に全体スライド条項が規定されている工事で、契約日から12月を経過した工事(ただし、既に全体スライド条項により契約金額の変更を行っている場合は基準日(直前のものに限る。)から12月を経過していることとします。)であり、残工期が2月以上ある工事

2 契約変更の条件

変動前残工事金額と変動後残工事金額との差額が変動前残工事金額の1,000分の 15を超えていること。

3 スライド額

変動前残工事金額と変動後残工事金額との差額のうち変動前残工事金額の1,000 分の15を超えた金額

4 契約変更時期等

スライド額が決定したら原則として速やかに契約変更を行います。

6 手続きの方法

- (1) 請求から契約変更手続までの基本的な流れについては取扱別紙の全体スライドの手続きフローをご覧ください。
- (2) 個別の案件に対する適用については当該案件の工事担当課で受け付けます。

【問合せ】

(制度全般に関すること)

総務部契約検査課 042-346-9517

(個別の工事案件に関すること)

環境部下水道課 042-346-9816

都市開発部道路課 042-346-9552

都市開発部施設整備課 042-346-9553